

特別養護老人ホーム市原園の利用料金

利用料

I. 基本介護料の単位数 (利用者負担割合が1割の方の場合)

要介護度	基本料金	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅱイ	ADL維持等加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	合計
要介護1	670単位	46単位	13単位	30単位	40単位	799円/1日
要介護2	720単位					869円/1日
要介護3	793単位					944円/1日
要介護4	862単位					1,015円/1日
要介護5	929単位					1,084円/1日

・安全対策体制加算(入所時のみ)20単位

※上記単位数合計に対して市原園は、介護職員等処遇改善加算の14%の加算があります。

※令和6年6月より処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等支援加算が1本化され新加算Ⅰとして「介護職員等処遇改善加算」に替わりしました。

※市原市は地域区分上乘4.5%です。(1単位 = 10.45円で計算)

※入所後30日に限り上記金額に1日30単位割増となります。(初期加算)

※医療機関に入院された翌日から6日間に限り、1日当たり246単位と利用者負担段階毎に居住費日額分が発生します。

Ⅱ. 食費 1日当たり 1,445円

Ⅲ. 居住費 1日当たり 2,006円

※食費・居住費自己負担の軽減対象者とその負担限度額表 【日額】

対象者の区分 (利用者負担段階)		居住費	食費
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老年福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	300円
資産条件	・預貯金等単身1,000万円(夫婦で2,000万円以下)		
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	820円	390円
資産条件	預貯金が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下		
第3段階①	・市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	650円
資産条件	預貯金が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下		
第3段階②	・市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,360円
資産条件	預貯金が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下		
第4段階	・上記以外の方	2,006円	1,445円

(居住費は、ユニット型個室の負担限度額)

Ⅳ その他の料金

・ユニット活動費 1日100円 (お茶・お菓子・レクレーション費用として)

・私物家電製品の電気代 1品目につき1日50円 (テレビ・電気毛布・電気アンカ・加湿器)

ユニット型指定介護老人福祉施設

(令和6年6月1日)

- ・理美容代 散髪 1,500円 顔剃り 500円
 - ・預り金管理費 月額 1,000円
- ※ 医療費、薬代、趣向品等は、自己負担です。

【相談窓口】

特別養護老人ホーム 市原園

電話 0436-96-1148 (午前9時～午後5時まで)

担当 大曾根・緒形

※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。